社会保障Ⅰ　7月5日（水）　5限目16：20～17：50

【社会扶助の概念と範囲】公的扶助、社会手当、自助・共助・公助　第４章社会保険・社会扶助・民間保険の関係　第2節　社会保険と社会扶助の考え方

●リアクションペーパー＃12

学科名　　　　　　　　　学年　　　　学生番号　　　　　　　氏名

この回の講義の感想・この講義でわかったことなど、該当するものをチェックして下さい。（複数回答可能）。

1社会保険と社会扶助の考え方

□これまで関心がなかった。

□関心はあったがよく知らなかった。

□前から関心があり、よく知っていた。

□盛り沢山でよく理解できなかった。

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２. 社会保険と社会扶助の区分は歴史的に形成されてきた。

□保険の歴史：古代ローマ時代にまで遡る。13世紀以降、ヨーロッパで民間保険が発達。海運⇒海上保険、16世紀都市の発達⇒火災保険、生命保険。19世紀末政府による社会保険。ドイツ宰相のビスマルクが医療保険（1883）、労災保険（1884年）障害老齢保険（1889）。

□扶助の歴史：ヨーロッパの救貧制度⇒イギリスの救貧法（1834年）⇒救貧院（ワークハウス）救済よりは懲罰。1909年王立救貧法委員会が改革。「公的扶助（public assistance)」に変更。国家による救済（救済を受ける権利）という性格が強化される。

□1942年国際労働機関（ILO)の「社会保障への道」・イギリスの「ベヴァリッジ報告」社会保険（普遍）と社会扶助（選別的特殊的）から相互関係にもとづく社会保障へ

□日本は1870年代「海上請負」（海上保険）の商品化・火災保険・生命保険の導入、1922健康保険法1938国民健康保険法1941労働者年金保険法1946GHQ「社会救済に関する覚書」日本国憲法第25条社会保障と社会福祉の概念1950社会保障審議会「社会保障制度に関する勧告」

３．共助としての保険、公助としての扶助

□2006（H18)年「社会保障の在り方に関する懇談会の最終報告書」（内閣府）

「自助・共助・公助」の概念を用いて「社会保障についての基本的な考え方をまとめる。

□自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基

本として、生活のリスクを相互に分散する「共助」が補完し、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、所得や生活水準・家庭状況などの受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などを「公助」として位置付ける。

□実際には社会保険と社会扶助が相互に接近する形で統合的に社会保障制度を形成。例：財政面で基礎年金や介護負担の公費負担割合が5割に。社会保険が扶助的性格を強める。

□社会保険の扶助化：長期失業者、ホームレス、類反者、シングルマザー、性的マイノリティなど、社会的排除に対して、社会保険は機能せず。世代間・階層間格差を増大。デン□デンマーク・カナダ：公費負担による年金制度。イギリス・スウエーデン；公費負担による「最低保障年金』⇒ダイバーシティを前提とした制度⇒ベーシックインカム